

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等		担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 穂積 直樹		
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。				分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 [中間アウトカム]:地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。				政策評価実施予定時期	令和7年8月		
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績(値) ^(※2)			
					令和4年度	令和5年度	令和6年度	
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治制度の改善を目的とした地方自治法及びその運用の見直し	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	第33次地方制度調査会において総理大臣より諮問されている、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方」について、同調査会の議論に資するために、地方自治制度の見直しを含めて検討を開始【令和3年度】	第33次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施	令和3年度	令和6年度	第33次地方制度調査会の任期である令和6年1月までの答申に向け事務局を運営する。また、答申において提言された法令事項について、地方六団体からの意見等を踏まえ、地方自治制度に関する法律の改正案を立案。閣議決定時点の反映度を指標とする。 さらに、法成立の暁には、円滑な施行に向け各地方公共団体に対して情報提供を行う。	第33次地方制度調査会の諮問事項として、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求めるとされたことを踏まえ、指標として設定 【参考】 第33次地方制度調査会令和4年度開催回数(8月末時点) ⇒総会:1回、専門小委員会4回

<p>人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏の取組を推進</p>	<p>地方財政措置等を通じ支援を実施</p>	<p>2</p>	<p>連携中枢都市圏の形成数 ＜アウトカム指標＞ 【新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPI】 ※連携中枢都市圏：連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項）を締結することにより、形成される圏域</p>	<p>37圏域 （令和3年度末現在）</p>	<p>令和3年度</p>	<p>次回モニタリング時記入</p>	<p>令和4年度</p>	<p>（次回モニタリング時に記入）</p> <p>—</p>	<p>（次回モニタリング時に記入）</p> <p>—</p>	<p>（次回モニタリング時に記入）</p> <p>—</p>	<p>人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏（※1）の形成が重要である。 そのため、連携中枢都市圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定 【連携中枢都市圏の形成数について、新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定（※2）】 ※1 連携中枢都市圏：連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項）を締結することにより、形成される圏域 ※2 新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPIの目標値を提示</p>
<p>地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと</p>	<p>業務改革に資する情報の提供</p>	<p>3</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施したことにより得られた地方公共団体における歳出効率化の成果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 【新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPI】 ＜アウトプット指標＞ ※総合窓口：住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 425市区町村 総合窓口の導入 236市区町村 【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等（団体ごとの手法に応じたもの）を把握し、各地方公共団体に対して情報提供</p>	<p>令和2年度</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等（団体ごとの手法に応じたもの）を把握し、各地方公共団体に対して情報提供</p>	<p>令和5年度</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等（団体ごとの手法に応じたもの）を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 （令和5年度までの目標値）</p> <p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>厳しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、事務作業の効率化を図るとともに、住民の利便性向上につながる取組を実施する必要があることから、①窓口業務のアウトソーシング実施状況、②総合窓口の導入状況を、また、自主的・主体的な取組を促す観点から③窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等の情報提供を、それぞれ指標として設定（目標年度は新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPIに合わせている。）</p>

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	地方公共団体による適正な定員管理の実現のため、地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たって必要な情報を提供	4	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たって必要な情報の提供状況 ＜アウトプット指標＞	通知や各種会議の場等を通じ、適時必要な情報提供を実施	令和3年度	通知や各種会議の場等を通じ、適時必要な情報提供を行う。	令和6年度	通知や各種会議の場等を通じ、適時必要な情報提供を行う。	<p>地方分権の一層の進展による地方公共団体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況等を踏まえると、地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要</p> <p>また、地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要</p> <p>国としては、地方公共団体の定員管理や給与等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定</p> <p>【参考指標(令和元～3年度実績)】</p> <p>○地方公務員数の推移(各年度4月1日現在)</p> <p>地方公共団体の総職員数</p> <p>(令和元年度) 274万653人(対前年比+3,793人)</p> <p>(令和2年度) 276万2,020人(対前年比+21,367人)</p> <p>(令和3年度) 280万661人(対前年比+38,641人)</p> <p>○ラスパイル指数(注1)の状況(各年度4月1日現在)</p> <p>地方公共団体(全団体平均)のラスパイル指数</p> <p>(令和元年度) 99.1</p> <p>(令和2年度) 99.1</p> <p>(令和3年度) 99.0</p> <p>○給与制度・運用の適正化</p> <p>適正化の取組例(各年度4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与の「わたり」(注2)の制度がある団体が減少 (令和元年度) 8団体(全団体の0.4%) (令和2年度) 7団体(全団体の0.4%) (令和3年度) 3団体(全団体の0.2%) 自宅に係る住居手当のある団体が減少 (令和元年度) 203団体(全団体の11.4%) (令和2年度) 178団体(全団体の10.0%) (令和3年度) 169団体(全団体の9.5%) <p>○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況</p> <p>各人事委員会において、地域民間給与水準を反映した勧告等を実施。</p> <p>(注1)全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数</p> <p>(注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級への格付を行うことや、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。</p>	
	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、地方公共団体の給与制度・運用の適正化に必要な情報を提供	⑤	【ラスパイル指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイル指数の状況	【ラスパイル指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイル指数99.0(令和3年度)	【ラスパイル指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイル指数100未満	令和3年度	【ラスパイル指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイル指数100未満	令和6年度	【ラスパイル指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイル指数100未満	<p>【ラスパイル指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイル指数100未満</p> <p>【情報提供】 通知や各種会議の場等を通じ、適時必要な情報提供を行う。</p>
	地方公共団体における人事制度改革の適正な実施	6	地方公務員の定年引上げに関する各地方公共団体の条例制定状況 ＜アウトプット指標＞	地方公務員の定年引上げについて、令和5年4月から円滑に実施されるよう、各地方公共団体において必要な条例を整備	地方公務員の定年引上げについて、令和5年4月から、65歳までの段階的な定年引上げを実施。	令和4年度	地方公務員の定年引上げについて、令和5年4月から円滑に実施されるよう、各地方公共団体において必要な条例を整備。	令和4年度	地方公務員の定年引上げについて、令和5年4月から円滑に実施されるよう、各地方公共団体において必要な条例を整備。	<p>少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要とされている。こうしたことを背景に、地方公務員の定年について、国家公務員と同様、令和5年4月から65歳まで段階的に引き上げることとされており、その確実かつ円滑な実施が、地方公務員制度の能率的かつ適正な運用に資すると考えられることから、指標に設定</p>

(10)	地方公務員法(昭和25年)	—	4~7	地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資する。				
(11)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	—	5	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。				
政策の予算額・執行額 (※3)		786百万円 (507百万円)	773百万円 (634百万円)	640百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年 7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1.「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2.「新たな日常」が実現される地方創生 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥持続可能な地方自治体の実現等
						まち・ひと・しごと創生基本方針2020	令和2年 7月17日	第3章 各分野の政策の推進 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
						成長戦略フォローアップ	令和2年 7月17日	6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照